

## 運営に関する基準

### 1 運営規程

#### 基準

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法

【基準条例第 57 条】

#### 事例

- ✓ 事業所の所在地、従業者の員数、通常の事業の実施地域について、現状及び重要事項説明書に記載されているそれらの部分の内容が運営規程の内容と一致しなかった。

#### 指導・ポイント

- 現状に即した内容に変更するとともに、運営規程及び重要事項説明書の同一内容に関する記載は統一すること。

### 2 衛生管理等

#### 基準

指定訪問入浴介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

【基準条例第 59 条 (第 33 条第 1 項の準用)】

#### 事例

- ✓ 常勤職員と非常勤職員が勤務しているが、常勤職員しか健康診断の結果を確認しておらず、訪問介護員等の健康状態について必要な管理を行っていなかった。

#### 指導・ポイント

- 常勤職員だけでなく非常勤職員についても健康状態について必要な管理を行うこと。

3

秘密保持等

基準

指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 59 条（第 35 条第 2 項の準用）】

（前略）従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

【基準省令解釈通知第 3 の二の 3 の(21)②】

事例

- ✓ 従業者でなくなった後の必要な措置を講じていなかった。

指導・ポイント

- 従業者が在職中はもとより従業者でなくなった後においても、正当な理由なくこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくこと。